

議会運営委員会日程

平成25年8月27日(火)
午前10時 502会議室

日程第1 議会運営の基本的事項等について

日程第2 平成25年第3回定例会の日程と運営について

(1) 付議事件

① 議案 ----- 47件

(内訳)

条 例 ----- 10件

事 件 ----- 11件

補正予算 ----- 6件

決算等 ----- 20件

② 報告 ----- 4件

③ 請願・陳情

◇閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会 ----- 2件

市民委員会 ----- 0件

健康福祉委員会 ----- 1件

まちづくり委員会 ----- 0件

環境委員会 ----- 0件

議会運営委員会 ----- 0件

◇平成25年第2回定例会後、本日までに受理したもの

請 願 ----- 0件

陳 情 ----- 4件

④ 意見書案 ----- 0件

(2) 追加議案

(9月10日頃提出予定)

① 川崎市監査委員の選任について

(10月2日頃提出予定)

② 川崎市人事委員会委員の選任について

③ 川崎市資産公開等審査会委員の選任について

※川崎市職員の給与の特例に関する条例の制定について

(3) 会議録署名議員（敬称略）

32番 斉藤隆司

34番 山田益男

44番 大島 明

(4) 決算審査特別委員会

委員長選出会派-----民主党

副委員長選出会派-----公明党

(5) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序

自民党、民主党、公明党、共産党、みんなの党

(6) 会期及び会期日程案

9月2日（月）から10月3日（木）までの32日間

別紙「平成25年第3回川崎市議会定例会会期日程（案）」参照

日程第3 今後の議会改革等の検討課題について

(1) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

(2) 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与

日程第4 その他

議会運営の基本的事項等について

○ 協議事項（変更のある事項）

(1) 代表質問における各会派の努力目標時間 （4ページを参照）

(2) 常任委員会委員長の割当てポスト （5、6ページを参照）

※ 議席 （7ページを参照）

○ 既に変更された事項

(3) 港湾審議会委員の変更

代表質問の終了予定時刻等について（案）

25. 8. 27

<代表質問の終了予定時刻の一覧>

	3、6、9、12月定例会
1日目	2会派（16時53分）
2日目	3会派（17時07分）

* 休憩時間として、12:00～13:00の1時間、15:00～15:30の30分間を加えて計算している。

<代表質問の各会派努力目標時間の一覧>（参考）

会派名	議員数	3、6、9、12月定例会
自民党	16人	175分（+3） （2時間55分）
民主党	13人	148分（+2） （2時間28分）
公明党	13人	148分（+2） （2時間28分）
共産党	10人	121分（+1） （2時間1分）
みんなの党	4人	68分（-8） （1時間8分）
計	56人	660分

- * 各定例会の代表質問の総時間は660分とする。
- * 努力目標時間の計算は、代表質問の総時間の内、4分の1を各会派に均等割とし、4分の3を各会派の所属議員数により比例配分する。
- * この努力目標時間の配分による代表質問は、平成24年第3回定例会から実施する。
- * 来期の各会派の努力目標時間の配分方法は、会派の所属議員数により比例配分する。なお、改選後の会派構成状況等に応じて協議を行う。

正副常任委員長割当表

会 派	議員数	構成比	正副委員長数			23年	24年	25年	26年	
			係 数	人 数	実 数					
自 民 党	16	26.67%	5.33	5.5⇒ 5.6	正	5⇒ 5.33	2		3	0(⇒1の 可能性あり)
					副	6		3	1	2
民 主 党	13	21.67%	4.33	4.5⇒ 4.6	正	5		2	1	2
					副	4⇒ 4.33	2		1	1
公 明 党	13	21.67%	4.33	4.5⇒ 4.6	正	5	1	1	1	2
					副	4⇒ 4.33	1	1	2	
共 産 党	10	16.67%	3.33	3.5⇒ 3.6	正	3⇒ 3.33	2	1		0(⇒1の 可能性あり)
					副	4	1		1	2
みんなの党	4	6.67%	1.67 ⇒1.33	2⇒ 1.6	正	2⇒ 1.33		1		1(⇒0の 可能性あり)
					副	2⇒ 1.33	1	1		
無 所 属	1	1.67%	0.33	0	正	0				
					副	0				
無 所 属	1	1.67%	0.33	0	正	0				
					副	0				
無 所 属	1	1.67%	0.33	0	正	0				
					副	0				
無 所 属	1	1.67%	0.33	0	正	0				
					副	0				
計	60	100.00	20.00	20	正	20	5	5	5	5
					副	20	5	5	5	5

年次別正副委員長割当表

		23年	24年	25年	26年
総務委員会	正	自 民 党	公 明 党	自 民 党	民 主 党
	副	公 明 党	自 民 党	民 主 党	自 民 党
市民委員会	正	共 産 党	みんなの党	自 民 党	みんなの党 (自民党又は共産党に変更の可能性あり)
	副	民 主 党	自 民 党	公 明 党	共 産 党
健康福祉委員会	正	公 明 党	民 主 党	民 主 党	公 明 党
	副	共 産 党	公 明 党	自 民 党	民 主 党
まちづくり委員会	正	自 民 党	民 主 党	自 民 党	公 明 党
	副	民 主 党	自 民 党	公 明 党	自 民 党
環境委員会	正	共 産 党	共 産 党	公 明 党	民 主 党
	副	みんなの党	みんなの党	共 産 党	共 産 党

平成25年第3回川崎市議会定例会会期日程

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
9/2	月	本会議 (第1日)		開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、提案説明、散会
3	火			
4	水			(審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
5	木		(議会運営委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後1時)
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火		議会運営委員会	追加議案(人事案件)、12日の本会議の運営について
11	水	本会議 (第2日)		再開、代表質問(自民党、民主党)、延会
12	木	本会議 (第3日)	正副委員長会議	再開、代表質問(公明党、共産党、みんなの党)、委員会付託、 決算審査特別委員会設置、決算等議案付託、請願・陳情の付託、人事案件に対する議事、散会
13	金		決算審査 特別委員会	正副委員長互選、決算等議案説明
14	土			
15	日			
16	月	敬老の日		
17	火		(議案研究)	
18	水		(議案研究)	(決算審査特別委員会発言通告締切日 午後1時)
19	木		(議案研究)	
20	金		決算審査 特別委員会	審査
21	土			
22	日			
23	月	秋分の日		
24	火		決算審査 特別委員会	審査
25	水		決算審査 特別委員会	審査
26	木		決算審査 特別委員会	審査、採決
27	金		委員会	
28	土			
29	日			
30	月		委員会	
10/1	火			(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
2	水		議会運営委員会	追加議案(人事案件)、3日の本会議の運営について
3	木	本会議 (第4日)	正副委員長会議	再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、請願・陳情、その他、閉会

* 発言の会派順位 自民党、民主党、公明党、共産党、みんなの党

平成25年第3回川崎市議会定例会
議事日程第1号

平成25年9月2日(月)
午前10時 開 会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

- 議案第 96号 川崎市債権管理条例の制定について
議案第 97号 川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 98号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 99号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第100号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第101号 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の制定について
議案第102号 川崎市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第103号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第104号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第105号 川崎市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第106号 川崎市土地利用審査会委員の選任について
議案第107号 仮称富士見公園長方形競技場北スタンド新築工事請負契約の締結について
議案第108号 上丸子小学校改築工事請負契約の締結について
議案第109号 子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の締結について
議案第110号 子母口小学校・東橋中学校改築電気その他設備工事請負契約の締結について
議案第111号 子母口小学校・東橋中学校改築空気調和その他設備工事請負契約の締結について
議案第112号 かわさき北部斎苑火葬炉設備改修工事請負契約の締結について
議案第113号 小向住宅新築第2号工事請負契約の締結について
議案第114号 川崎市わーくす日進町の指定管理者の指定について
議案第115号 市道路線の認定及び廃止について
議案第116号 港湾施設の指定管理者の指定について
議案第117号 平成25年度川崎市一般会計補正予算
議案第118号 平成25年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第119号 平成25年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第120号 平成25年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
議案第121号 平成25年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第122号 平成25年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
報告第 16号 健全化判断比率の報告について
報告第 17号 資金不足比率の報告について
報告第 18号 公益財団法人川崎市国際交流協会ほか26法人の経営状況について
報告第 19号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第 4

- 議案第123号 平成24年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第124号 平成24年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第125号 平成24年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第126号 平成24年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第127号 平成24年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第128号 平成24年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第129号	平成24年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第130号	平成24年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第131号	平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第132号	平成24年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第133号	平成24年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第134号	平成24年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第135号	平成24年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第136号	平成24年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第137号	平成24年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第138号	平成24年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第139号	平成24年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第140号	平成24年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第141号	平成24年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について
議案第142号	平成24年度川崎市高速鉄道事業会計決算認定について

議場内理事者席(決算審査特別委員会) H25

監 査 委 員	監 査 委 員	教 育 長	上 下 水 道 理 事 者	病 院 事 業 管 理 者
------------------	------------------	-------------	---------------------------------	---------------------------------

	砂 田 副 市 長	三 浦 副 市 長	齋 藤 副 市 長	
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--

監 査 事 務 局 長	監 査 委 員	監 査 委 員	選 挙 管 理 委 員 會 長	港 湾 局 長	病 院 局 長
----------------------------	------------------	------------------	--------------------------------------	------------------	------------------

總 務 局 長	總 合 企 画 局 長	財 政 局 長	市 民 ・ こ ど も 局 長	經 濟 勞 働 局 長	環 境 局 長
------------------	----------------------------	------------------	--------------------------------------	----------------------------	------------------

市 民 オ ン ブ ズ マ 事 務 局 長	人 事 委 員 會 長	交 通 局 長	消 防 局 長	會 計 管 理 者
---	----------------------------	------------------	------------------	-----------------------

健 康 福 祉 局 長	ま ち づ く り 局 長	建 設 緑 政 局 長	こ ど も 本 部 長	川 崎 区 長	幸 区 長
----------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------	-------------

消 防 局	教 育 委 員 會	上 下 水 道 局	病 院 局	議 會 局
-------------	-----------------------	-----------------------	-------------	-------------

中 原 区 長	高 津 区 長	宮 前 区 長	多 摩 区 長	麻 生 区 長
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

演
壇

委
員
長

オ
ペ
レ
ー
タ
ー

港 湾 局	選 挙 管 理 委 員 會 事 務 局	人 事 委 員 會 事 務 局	市 民 オ ン ブ ズ マ 事 務 局
交 通 局	監 査 事 務 局		

會 計 室	中 原 区
川 崎 区	高 津 区
幸 区	

宮 前 区
多 摩 区
麻 生 区

總 務 局	經 濟 勞 働 局
總 合 企 画 局	環 境 局
財 政 局	健 康 福 祉 局
市 民 ・ こ ど も 局	ま ち づ く り 局
こ ど も 本 部	建 設 緑 政 局

決算審査調査票

◎ 決算議案の研究のため、理事者に対する質問事項、確認事項等がございましたら、下記にご記入の上、ご提出いただければ、それぞれの担当局が、説明に伺わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議員名： _____

	局 名(課名)	日 時	備 考 (調査項目等)
1		日() 時 分頃	
2		日() 時 分頃	
3		日() 時 分頃	
4		日() 時 分頃	
5		日() 時 分頃	
6		日() 時 分頃	
例)	総務局***課	14日(金) 14時30分頃	***関係

*** この用紙は通告書ではございません。**

* 9/13(金)の午後1時に回収に伺います。

(総務局庶務課 調査担当 内線21322)

議会運営検討協議会第3回報告書（抜粋）

【請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方】

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

なお、「意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこと」については、委員から慎重な立場からの意見もあったことを付記する。

(1) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方については、次のとおり、3項目の見直しを行うべきである。

ア 意見書の提出を願意とする陳情については、委員会付託しないこととすべきである。

あわせて、意見書の提出を願意とする陳情を受理したときは、議長は各会派にその写しを送付する扱いとすべきである。

なお、本件については、委員から慎重な立場からの意見もあった。

イ 意見書の提出を願意とする請願の委員会審査における出席理事者については、局長の出席を求めず部長級以下の職員とすることもできるよう出席理事者の範囲の見直しを図るべきである。

ウ 「委員会審査になじまない」と委員会が判断した請願・陳情については、不採択とすることができる」ことを議会運営の手引きに明記すべきである。

「請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方」に関する各会派の見解

平成25年3月18日現在

各 会 派 の 意 見	
自 民 党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。
民 主 党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。
公 明 党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。
共 産 党	・アの「意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこととする取扱い」については、請願権を保障する対応を原則とすべきであるので、賛成できない。
み ん な の 党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。

議会運営検討協議会

報 告 書

第6回

【報告事項】

- ◆ 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与

平成25年 3月28日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、請願者の趣旨説明を実施すべきとの意見、実施の必要はないとの意見、既存の制度（参考人制度及び請願紹介議員の趣旨説明制度）を活用すべきとの意見等があり、協議会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって協議会の報告に代える。

なお、協議会では、請願者の趣旨説明を実施した場合の具体的取扱いについて継続して協議を行い、これを「請願者の趣旨説明の取扱い（素案）」として取りまとめたので、あわせて報告する。

2 各委員の意見の概要

(1) 請願者の趣旨説明の実施に関する意見

ア 賛成の意見の概要

- 議会として提出者の思いをくみ上げるべきであるので、請願者から説明を受ける機会を設けるべきと考える。
一方で、陳情は請願と異なり法的根拠がなく、実態として議会審議にそぐわない内容の案件が存在するため、請願、陳情の全てに趣旨説明の機会を設けた場合には、円滑な委員会運営に支障を来すことも考えられる。このようなことから、陳情は趣旨説明の対象から除外し、請願に限定すべきである。
- 請願、陳情のいずれも市民の思いから提出されたものであり、双方に取扱いの差を設けるべきではないと考えているため、趣旨説明の対象を請願のみとすることには異論があるが、さまざまな内容の陳情が提出されていることは事実であり、現実的な対応として、まず制度を定めて趣旨説明を実施することが重要であるので、各委員の意見の一致が見られる取扱いから実施できればよいと考えている。そのため、まずは請願を対象として実施することでも構わない。
- 趣旨説明のような機会を設けることに賛成する。また、請願と陳情の取扱いに、軽重の差を設けるべきと考える。
- 各委員の意見を参考にすると、請願のみを対象とし、時間制限の設定や、休憩中での実施とするなどの条件を付した上で、趣旨説明を実施すべきと考える。
- 提出者から口頭により説明等を受けることができれば、請願、陳情の文面だけでは分からない詳細な内容等も把握することが可能となることや、提出時点から時間的な経過等により事情が変わっている場合にも最新の状況を把握できるため、提出者から説明を受ける機会を設けるべきと考える。

なお、実施する際には、時間制限の設定や休憩中での実施とするな

どのルールを定めることには賛成であり、委員会運営に支障がないよう取扱方法を検討すべきである。

- 他都市でも実施例が多く見られ、各都市ともその必要性を認識していると考えられる。これまでも本市議会は、丁寧に請願、陳情の審査を行っており、新たに提出者の趣旨説明を実施することとすれば、更に開かれた議会が実現できると思われる。本市議会としても、実施を拒む理由は特になく考えられる。
- 既存の参考人制度では、招致までに日数を要するなど現実的な運用に支障があると考えられる。そのため、参考人制度によらない新たな制度を設け、請願審査に先立ち、提出者から説明を受けることとすれば、迅速な委員会審査が可能になると思う。

イ 慎重な意見の概要

- 請願に署名する際には、不明な点があれば提出者に確認するなど、提出者の話を聞き趣旨を十分に理解した上で会派内で協議を行い、趣旨に賛同すると判断した案件に対して署名するようにしている。したがって、署名の時点で、請願の内容は相当程度理解しており、委員会で提出者から話を聞く機会を設けたとしても、二重の取扱いとなるため、その必要性に疑問がある。
- 現行でも、参考人制度や紹介議員の趣旨説明制度が存在するにもかかわらず、本市議会で活用されていない状況にある。意見陳述に係る新たな制度の創設以前に、まず、これらの既存制度を活用すべきであり、そのための具体的なルールの検討が必要である。
- 紹介議員が1人でもいれば請願として提出できることを考慮すると、基本的に意見陳述の実施には解決すべき課題がさまざま存在するので、現時点で実施についての結論を出すことは拙速と考える。

ウ その他、趣旨説明を実施する場合の取扱いに関する意見

- 請願文の読み上げを主として、多少の補足説明を受けることと位置付けるべきであるので、制度の名称は、意見陳述ではなく趣旨説明とすべきである。なお、請願者の趣旨説明と書記の請願文の朗読は内容的に重複するため、請願者の趣旨説明を実施する場合は、書記の請願文の朗読を省略すべきである。
- 請願者の趣旨説明を実施する場合には、3分程度の説明時間とするなど一定の時間を設定することで、必然的に請願文の朗読と同程度の内容になると思われる。したがって、請願者に自由な発言を認めるということにはならない。
- 請願文の内容の読み上げで事足りると考える提出者は少ないと思われる、やはり時間的経過によるプラスアルファの内容なども説明したいと思うのではないか。しかし、名称を意見陳述とすると裁判などがイメージされてしまうということであるのならば、趣旨説明との名称にすることで構わない。
- 趣旨説明は、基本的に請願者の希望により実施することが考えられ

るが、サラリーマンの場合は、本人の希望はあっても、会社を休むことができず趣旨説明に出席できないことも考えられる。一方で、請願者の希望によらず、委員会が必要と認めて趣旨説明を実施するときは、委員長名で請願者宛てに出席要請されると思われるので、そのようにすれば、サラリーマンでも趣旨説明に出席しやすくなると思われる。このようなことから、時間的余裕がない人も考慮して、趣旨説明の実施要件を検討すべきである。

- 参考人制度を請願者の趣旨説明に活用するには、さまざまな課題があるため、非現実的である。一方で、請願者の委員会への出席について、自治法で想定されている制度は参考人以外にないため、参考人制度を活用せずに、委員会の開催中に発言の機会を設けることは法的な位置付けから疑問がある。したがって、参考人制度を活用しない以上、委員会の開会中に請願者の趣旨説明を実施することは難しいと考えざるを得ない。何よりも、発言の機会を何らかの手法により設けることが重要と考えられるので、委員会開会中での実施にこだわることなく柔軟に対応すべきである。したがって、請願者の趣旨説明は、委員会休憩中での実施とすることが妥当ではないか。
- 請願者の趣旨説明の実施時期としては、委員会の開会前又は休憩中の実施が考えられるが、開会前の実施とした場合は、趣旨説明実施後に、委員会を開会し委員会傍聴の許可を諮ることとなるため、趣旨説明者などにいったん退室を求め、傍聴の許可が認められた後に再度入室していただく必要があり、運営として円滑ではなく、市民への対応としても問題があると思う。一方で、休憩中での実施とした場合は、委員会傍聴の許可を諮った上で、委員会をいったん休憩しそのまま趣旨説明を実施できるため、趣旨説明者や傍聴者の途中退室が不要となる利点がある。市民に不必要な負担をかけない趣旨からも、休憩中での実施とすべきである。
- 趣旨説明者は原則1人とすべきであるが、障害をお持ちの方など説明に支障がある場合もあり得るので、介助者の同席を認めてよいと考える。
- 趣旨説明者は原則として請願者とすべきであるが、代理人による趣旨説明を認めてもよいと考える。
- 趣旨説明の実施時間は、1件当たり概ね3～5分程度とし、一括審査で趣旨説明者が多数の場合は、1件3分程度として実施するなど、委員長の判断により柔軟に対応することとすべきである。
- 趣旨説明者からの資料配付の取扱いについては、現状でも請願者から追加資料が提出された場合、事前に事務局から各委員に配付されているので、この取扱いの延長として、趣旨説明者から資料配付の希望があった場合は、委員長の判断により、これを認めることとすべきである。
- 原則として、請願者が趣旨説明を希望する場合に請願者の趣旨説明

を実施することとすべきであるが、委員会が請願の審査に必要と認めるときにも、趣旨説明を実施できる余地を残すべきである。

- ・ 趣旨説明者に対する費用弁償は、請願者の希望により委員会の休憩中に実施する趣旨説明の制度の性格を考慮すると、参考人制度等とは趣旨が異なるので、支給しないこととすべきである。

(2) 既存制度（参考人制度、紹介議員の趣旨説明制度）の活用に関する意見

ア 賛成の意見の概要

- ・ 紹介議員の趣旨説明は、委員会の同時開催が基本とされている現状においては、現実的には活用が困難であるため、本市議会では実施されておらず、具体的な運用方法等も確認されていないが、紹介議員は請願者の思いを受けて署名しており、請願の内容を熟知していると考えられるため、現在運用されていない紹介議員の趣旨説明制度を今後どのように活用していくかを検討することは重要と思われる。この紹介議員の趣旨説明は会議規則に規定されている制度であり、具体的なルールさえ確認することができれば、現状でも活用が可能である。また、既存の参考人制度を活用して請願者に出席を求めることも可能である。

したがって、請願者の趣旨説明の実施を検討することもよいと思うが、これに先立ち、まずこれらの現行制度を活用すべきであり、そのための具体的なルールを検討すべきではないか。

- ・ 紹介議員の趣旨説明の実施も一つの手法と思われる。複数の紹介議員のうち誰が趣旨説明を行うのかなど、制度の詳細事項については議論が必要であるが、この制度を活用することとすれば、請願と陳情の扱いの差を設けることにもなる。

イ 反対の意見の概要

- ・ 既存の参考人制度により請願、陳情提出者を委員会に招致することも制度としては可能であるが、参考人制度は、活用にあたって一定の手続きが必要となるため機動性に欠けるとともに、参考人に対して費用弁償の支払が必要となる。本件検討課題は、希望する請願、陳情提出者に発言の機会を提供することが検討の趣旨であるので、参考人制度の活用により対応することは現実的でなく適切ではない。したがって、参考人制度ではなく、新たな制度によって希望する提出者が発言できる機会を設けるよう検討すべきである。
- ・ 参考人制度も紹介議員の趣旨説明も、委員会が必要と判断した場合に実施されるものである。一方、本件検討課題における提出者からの意見陳述は、委員会の判断によらず提出者の希望により実施するものであるため、そもそも制度の考え方が異なる。したがって、既存の制度ではなく、新たな制度の構築が必要である。
- ・ 既存の参考人制度では、まず委員会で請願を審査した上で、参考人として招致する必要性を委員会で判断し、日を改めて、参考人の招致

を行い、請願者から説明を受けた後に、改めて請願の審査を行うこととなるため、請願の審査に一定の日数が必要となってしまう。そのため、参考人の招致によらず新たな制度を設け、請願審査に先立ち、請願者から説明を受けることとすれば、迅速な請願審査が可能になると思う。

3 請願者の趣旨説明を実施した場合の具体的取扱いのルール

協議会では、請願者の趣旨説明を実施した場合の具体的取扱いについて協議を行った。その内容は、次の「請願者の趣旨説明の取扱い（素案）」のとおりである。

請願者の趣旨説明の取扱い（素案）

議会運営の手引き（改正案）

第10章 請願、陳情等

第1節 請願、陳情

200（仮） 委員会は、次の実施要領により、請願者の趣旨説明を行うことができる。

請願者の趣旨説明に関する実施要領

1 実施する請願

- (1) 請願者が請願の趣旨説明の実施を希望する場合、委員会は当該請願の趣旨説明を実施する。
- (2) 委員会が請願の審査に必要と認めるときにも、委員会は当該請願の趣旨説明を実施できる。

2 趣旨説明者

- (1) 原則、趣旨説明は、請願1件につき請願者1人が行う。
- (2) 代理人による趣旨説明

次の場合は、委員長の判断により、請願者以外の者が趣旨説明を行うことができる。

ア 請願者が団体代表者等の場合は、同一団体の構成員が代理人として趣旨説明を行うことができる。

イ 請願者の病気、高齢等のため、請願者本人による趣旨説明の実施が困難な場合は、代理人が趣旨説明を行うことができる。

- (3) 補助者の趣旨説明への同席及び代行

趣旨説明の実施に当たり、やむを得ない事情があると委員長が判断する場合、補助者の趣旨説明への同席を認めることができる。また、必要があ

ると委員長が判断する場合は、補助者が趣旨説明を代行することができる。

3 趣旨説明の実施時期

- (1) 当該請願の委員会審査日に、当該請願の審査に先立ち、委員会の休憩中に趣旨説明を実施する。
- (2) 趣旨説明は、当該請願に係る初めての委員会審査日に実施する。したがって、請願が継続審査となった場合は、2回目以降の委員会審査の際には、実施しない。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

4 趣旨説明の実施時間

- (1) 原則として、請願1件当たり概ね3～5分とする。
- (2) 一括審査により趣旨説明の実施請願数が多いときは、委員長の判断により、1件当たりの実施時間を調整することができる。

5 趣旨説明の実施場所

- (1) 趣旨説明を実施する会議室は、当該請願の審査を行う委員会室とする。
- (2) 会議室に趣旨説明者席を設置し、この席から趣旨説明を行う。

6 趣旨説明実施時における諸事項

(1) 進行管理

趣旨説明の進行管理は、当該請願を審査する委員会の委員長が行う。

(2) 一般傍聴及び記者傍聴の取扱い

趣旨説明実施時に、一般傍聴者及び記者傍聴者の会議室への入室を認める。

(3) 理事者の取扱い

当該請願の委員会審査に出席する理事者は、趣旨説明実施時に出席する。

(4) 趣旨説明者に対する委員からの質問

行わない。

(5) 趣旨説明者からの委員に対する質問

認めない。

(6) 趣旨説明者からの資料の配付

ア 趣旨説明者から資料配付の申出があるときは、委員長の確認により認める。

イ 趣旨説明者は、資料の配付を希望する場合は、趣旨説明実施日の前日（休日を除く。）までに、当該委員会の委員数に5部追加した部数を議会局あて提出する。

ウ 配付資料は、当該請願の趣旨説明実施時に、委員会担当書記から各委員に配付する。

エ 配付資料は、委員会記録における保存資料とはしない。

(7) 委員会記録への掲載

休憩中に請願者の趣旨説明を実施したことを掲載する。

(8) 趣旨説明者に対する費用弁償の取扱い

支給しない。

(9) その他

その他趣旨説明の実施に当たって必要となる事項は、委員長がこれを措置する。

7 趣旨説明実施に当たっての諸手続等

(1) 請願者の意向確認等

ア 請願を受理する際に、議会局職員が請願者に対して趣旨説明の希望の有無を確認する。

イ 請願者が代理人による趣旨説明を希望する場合は、代理人の住所、氏名、連絡先等の必要事項を議会局職員に申し出る。

(2) 請願者への趣旨説明実施日等の連絡

当該請願の審査を行う委員会開催通知が委員に送付された時点で、電話により委員会担当書記から請願者あて趣旨説明の実施日、実施予定時刻等の必要事項を連絡する。ただし、代理人が趣旨説明を行う場合は、当該代理人に連絡する。

資 料 編

①	請願・陳情提出者意見陳述等の状況――	10
②	請願・陳情提出者意見陳述等の実施内容（一覧）――	11
③	請願・陳情提出者意見陳述等の実施内容――	12

請願・陳情提出者意見陳述等の状況

	意見陳述等の有無		請願の紹介議員の説明の有無	請願・陳情文の事務局朗読の有無	受理件数(H23)		備 考
	請願	陳情			請願	陳情	
札幌市	○	○	○	×	0	36	委員会の休憩中に、3分～5分程度の趣旨説明を受けている。
仙台市	×	×	○	×	3	11	議会(委員会)側が必要と判断した場合に、参考人として提出者が直接説明する機会を設けた事例はある。(近年では事例なし)
さいたま市	×	×	○	×	49	31	委員会に付託された請願について審査を行なう際、参考人として意見陳述を行ったことがある。(H22.6.11 H22.8.3 H23.2.9)
千葉市	○	○	×	×	6	16	委員会の休憩中に、5分程度の意見陳述を受けている。
横浜市	△※近年では事例なし	△※近年では事例なし	△※近年では事例なし	○	71	66	意見陳述の申し入れがあった場合は、委員会に諮り決定するが、近年では事例がない。
相模原市	×	×	○	×	0	20	
新潟市	○	○	△※近年では事例なし	△※近年では事例なし	10	54	委員会に諮った上で、協議会の場で5分程度の趣旨説明を受けている。
静岡市	○	○	△※近年では事例なし	×	2	14	委員会で、5分以内の趣旨説明を受けている。
浜松市	×	×	×	×	2	6	請願は委員会付託にあたり、本会議で紹介議員からの趣旨説明を行っている。
名古屋市	○	○	△※近年では事例なし	○	84	15	委員会の開会前又は休憩中に、概ね3分以内で口頭陳情を受けている。
京都市	△※昭和57年以降事例なし	△※昭和57年以降事例なし	○	×	92	14	提出者から趣旨説明の申出があった場合は、委員会に諮り決定するが、近年では事例がない。 なお、請願の趣旨説明は、原則として紹介議員から受ける扱いとしている。
大阪市	×	×	×	×	17	69	
堺市	×	×	△※近年では事例なし	×	5	91	委員会の請願の審査において、委員会の要求があれば紹介議員の説明を求めることができる。
神戸市	○	○	○	×	35	245	委員会で、5分程度の口頭陳述を受けている。なお、請願の場合は、紹介議員の趣旨説明の後に実施している。
岡山市	×	×	×	×※	1	51	※近年では効率的な委員会運営の観点から、書記朗読は行っていない。
広島市	○	×	×	×	13	38	紹介議員から趣旨説明を受けることを原則としているが、請願者から特に申出があった場合には、委員会で請願者から5分程度の趣旨説明を受けている。
北九州市	○	○	×	○	33	94	委員会の開会前又は休憩中に、5分程度の口頭陳情を受けている。
福岡市	○	×	△※近年では事例なし	×	35	11	委員会の開会前又は休憩中に、3分程度の口頭陳情を受けている。
熊本市	○	○	×	×	25	45	委員会の開会前又は休憩中に、3分程度の主旨説明を受けている。
川崎市	×	×	×	○	42	68	

請願・陳情提出者意見陳述等の実施内容(一覧)

	名 称	意見陳述等の対象	実施時期	実施要件	人数制限	実施時間	提出者等に対する質問	提出者等からの質問	提出者等からの資料等の配付	委員会記録への掲載	費用弁償の取扱い	備 考
札幌市	趣旨説明	請願・陳情	委員会の休憩中	提出者が希望するとき	1人※	概ね3～5分	可能	認めていない	委員長判断により補足資料として配付	掲載しない	支給しない	※代理人による趣旨説明も可能
千葉市	意見陳述	請願・陳情	委員会の休憩中	提出者が希望するとき	1人	概ね5分	可能(陳述人に回答は強要しない)	認めていない	原則として認めていない※	掲載しない	支給しない	※陳述人のパネル等の使用は、事前申請に基づき認めている。
新潟市	趣旨説明	請願・陳情	委員協議会で実施	委員会が必要と認めるとき、又は提出者が希望するとき	原則1人	概ね5分	委員会です否を協議(基本的に可能)	認めていない	委員長が委員に諮った上で配付	掲載する	支給しない	
静岡市	趣旨説明	請願・陳情	委員会審査の冒頭	提出者が希望するとき	1人	概ね5分	可能	認めていない	原則として認めていない	掲載する	支給しない	
名古屋市	口頭陳情	請願・陳情	委員会の開会前又は休憩中	提出者が希望するとき	原則1人※	概ね3分	認めていない	認めていない	原則として認めていない	掲載するが具体的な発言内容は掲載しない※	支給しない	口頭陳情を受けた場合は、書記の朗読は省略する。 ※複数人からの口頭陳情を認めた例もある。 ※委員会記録は、「(口頭陳情)」とだけ記載している。
神戸市	口頭陳述	請願・陳情	委員会審査の冒頭※	委員会が必要と認めるとき、又は提出者が希望するとき	1人※	概ね5分	認めていない	認めていない	委員長判断により配付することがある	掲載する	支給しない	※請願は、紹介議員の趣旨説明の後に口頭陳述を実施している。 ※提出者に事故あるときは、代理人(署名者のみ)による口頭陳述も可能(法人や団体の場合は、請願・陳情の署名者でない者を代理人とすることも可能)
広島市	趣旨説明	請願のみ	委員会審査の冒頭	提出者が希望するとき	1人	概ね5分	認めていない	認めていない	委員会に諮って認めたことがある	掲載する	支給しない	紹介議員から趣旨説明を受けることを原則としており、通常、紹介議員が提出者かのおいずれかを実施している。
北九州市	口頭陳情	請願・陳情	委員会の開会前又は休憩中	提出者が希望するとき	5人以内※	5分	認めていない	認めていない	委員長の許可を得ることとしており、通常、言語を補充する必要最小限のものを許可している	実施したことのみ掲載	支給しない	※提出者が団体の場合、同一団体の複数人の構成員による口頭陳情を認めている(請願・陳情の署名者でなくても可能)。
福岡市	口頭陳情	請願のみ※	委員会の開会前又は休憩中	提出者が希望するとき	1人	概ね3分	認めていない	認めていない	認めていない	実施したことのみ掲載	支給しない	※陳情は委員会審査していない。
熊本市	主旨説明	請願・陳情	委員会の開会前	提出者が希望するとき	3人以内※	概ね3分	認めていない	認めていない	委員長の判断で配付	掲載しない	支給しない	※説明者は、提出者に限定しておらず、同一グループに所属する者が行うこともある(署名者でなくても可能)。

請願・陳情提出者意見陳述等の実施内容

1 名称

趣旨説明	4市	札幌市 新潟市 静岡市 広島市
主旨説明	1市	熊本市
口頭陳情	3市	名古屋市 北九州市 福岡市
口頭陳述	1市	神戸市
意見陳述	1市	千葉市

2 対象

請願・陳情	8市	札幌市 千葉市 新潟市 静岡市 名古屋市 神戸市 北九州市 熊本市
請願のみ	2市	広島市 福岡市※

※福岡市：陳情は委員会審査していない

3 実施時期

委員 会外 で 実 施	開会前	1市	熊本市
	開会前又は休憩中	3市	名古屋市 北九州市 福岡市
	休憩中	2市	札幌市 千葉市
	委員協議会で実施	1市	新潟市
で 実 施 委 員 会	委員会審査の冒頭	3市	静岡市 神戸市 広島市

4 実施要件

提出者等が希望するとき	8市	札幌市 千葉市 静岡市 名古屋市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市
委員会が必要と認めるとき、又は提出者等が希望するとき	2市	新潟市、神戸市

5 対象者、人数制限等

1人	1人	6市	札幌市※ 千葉市 静岡市 神戸市 広島市 福岡市
	原則1人	2市	新潟市 名古屋市
複数可能	3人以内	1市	熊本市※
	5人以内	1市	北九州市※

※札幌市：代理人による趣旨説明も可能

※熊本市：説明者は提出者に限定しておらず、同一グループに所属する者が行うこともできる（請願・陳情の署名者でなくても可能）。

※北九州市：提出者が団体の場合、同一団体の構成員による口頭陳情も認めている（請願・陳情の署名者でなくても可能）。

6 実施時間

概ね3分	3市	名古屋市 福岡市 熊本市※
概ね3～5分	1市	札幌市
概ね5分	5市	千葉市 新潟市 静岡市 神戸市 広島市
5分	1市	北九州市※

※複数人が行うこともあるが、その場合でも全体の実施時間は延長しない。

7 提出者等に対する委員からの質問

認めていない	6市	名古屋市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市
委員会で許否を協議 (基本的に可能)	1市	新潟市
可能	3市	札幌市 千葉市 静岡市

8 提出者等からの委員に対する質問

認めていない	10市	全市
--------	-----	----

9 提出者等からの資料等の配付

配付しない	認めていない	1市	福岡市
	原則として認めていない	3市	千葉市※ 静岡市 名古屋市
	委員会に諮って認めたことがある	1市	広島市
配付する	委員長の許可、又は委員長判断で配付	4市	札幌市 神戸市 北九州市 熊本市
	委員長が委員に諮った上で配付	1市	新潟市

※千葉市：陳述人のパネル等の使用は、事前申請に基づき認めている。

10 委員会記録への掲載

委員会外で実施	掲載しない	3市	札幌市 千葉市 熊本市
	実施したことのみ掲載	2市	北九州市 福岡市
	掲載するが具体的な発言内容は掲載しない	1市	名古屋市
	掲載する	1市	新潟市
で委員会実施	掲載する	3市	静岡市 神戸市 広島市

11 費用弁償の取扱い

支給しない	10市	全市
-------	-----	----